

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する意見

当団体（全国権利擁護支援ネットワーク）として、以下の通り意見を表明します。なお我々は権利擁護支援について日本で唯一の全国組織であります。

共同代表 福島健太

共同代表 山口正之

まず冒頭になりますが、これだけ真摯な議論を続けてこられた法制審の関係者の方がたに、敬意を表したいと思います。以下はその上での意見とご承知おきください。

■コメントその1 事理弁識能力の有無を議論の根拠にすべきではない。

今回の中間試案では、ご本人の同意を手続き利用の大きな根拠にしており、そのこと自体は我々も反対するものではないので、この論点の乙1案に概ね賛成です。しかし同意能力の有無を判断する際に事理弁識能力の有無が大きく取り上げられています。

国連の障害者権利条約では、すべての人に法的能力があるとされており、事理弁識能力がない人であっても同意能力は、基本的にあるとの前提で議論すべきだと考えます。

たとえば、包括的代理権を例外で残すのは反対です。

包括的代理権を中間試案で例外的に認める理由は、個別的に同意を取っていたのでは支援が間に合わない人がいるのではないかと、法定後見を利用する人の中には同意の確認がとれない人がいるのではないかと、ということです。ご本人の保護のためには例外的にこれを認めてはどうかという論旨です。これは実質的に後見類型を残すことになります。

実は実務感覚としてですが、この議論は我々には分かります。個別の法律行為（契約や不動産移転な

ど)について代理権や取消権を取るのは「手間がかかる」という感覚はあります。「全部、私(後見人等)に任せてほしい」という思いは現場で支援をしている後見人には必ずあると思います。

しかし、それは後見人側の思いであってご本人の思いではありません。ご本人の意思を重んじるというのが今回の改正の趣旨であるならば(それは権利条約の趣旨でもあります)、手間はかかっても、一つ一つご本人の意向を確認するしかないのではないかという議論が当然でできますし、こちらが正論だと思います。

では、同意の確認がとれない人で利用の必要がある人をどうするのか。同意能力がある人で利用を拒否する人(同意を拒否している人)に利用は無理だと思いますが、同意がとれない人で利用の必要があると支援者が見ている人をどうするかが議論になります。この場合は、利用の必要性の判断が重要になるように思います。基本的にすべての人に同意能力がある前提で議論する以上、そうならざるを得ません。そして、その場合でも個別の利用であるべきです。包括的なものは必要ありません。

■コメントその2 手続き利用の終了は、期間が来れば自動的に終了し、延長したければご本人が申請して延長すればよいのではないか。

さて「終了」についてですが、現在の制度では一般に法定後見は一度使い始めるとご本人が死亡するまでずっと使い続けことになると言われていています。しかし、ご存じのように事実上はそうだとしても現行法上はそうではありません。後見開始の事由が終了すれば後見開始の審判を取り消すことは今でも可能です。(民法18条) ただあまり例がないのが実情で、認知症や知的障害が治るという話を(少なくとも)医学モデルで言う限りは、終了にネガティブな判断になります。また終了を最初から予定していないので、法定後見の開始の審判のときに3年であれ5年であれ、期間を定めて法定後見の審判を出す

ということもできません。これを変えようというのが今回の法改正で、ひとつの目玉商品になっています。我々もこれには賛成です。ただ終わり方も、期間がきたら延長の申し入れがご本人からない限りは「当然に終了する」というタイプと、ご本人の申し入れがなくとも「当然に」再審査するというタイプがあるわけですが、後者だと今とあまり変わらないという印象も受けます。したがって前者に賛成です。

ほかにスポット型の利用というものが議論されています。中身がよく分からないのですが、もう少し中身が分かるように議論していただきたいと思います。

■コメント3：本人の意思尊重をうたう現行規定は、修正の上、温存（民法そのものには意思決定支援はいれない。中身がわからないから）との意見です。

まず確認です。いま、日本国中、いたるところで意思決定支援という言葉が飛び交っています。それはそれで良いのですが、日本の現行民法の条文には「意思決定支援」という言葉はありません。福祉関係の行政法規には、この言葉が入っていますし、第1期及び第2期の成年後見制度利用促進基本計画で全面に出っていますが、いわゆる、法律系の基本法（憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、商法）と呼ばれるものの中にはありません。

結局、法制審議会では、意思決定支援の審議は纏まることはなくむしろ社会福祉法の改正の場で行われることになるかと思います。その際、数点指摘しておきます。

意思尊重義務というものが民法858条に規定されています。これは成年後見法ができた時に新たに改正されたものですが、中身が良く分からないと従来から言われていました。

民法第 858 条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

さて問題は、ここでいう「被後見人の意思」です。成年後見制度は、現在の制度では「事理弁識能力」のない人に利用されるものです。つまり「判断能力のない人」の制度です。判断能力のない人の意思とはなんのでしょうか？これが成年後見制度発足以来、謎だらけになってしまっているのです。このような制度のもとで後見人になる人も利用する人も、何をどうしていいの分からなくなってしまうと思います。

「意思のない人」と制度的に規定されている人に意思決定支援をするのか、それとも代行決定をするのか、現場では混乱するに決まっています。ましてや「すべての人に判断能力がある」という前提で改正するなら、この条文をそのまま残すことは改正の趣旨を損なうことになります。

しかし民法の中に意思決定支援という言葉を入れることは、定義が不明瞭なものを入れることになることも事実です。

現在、社会福祉法の改正が同時並行的に動いています。

所管は厚労省の社会保障審議会で最終的に議論されると思いますが、今までの日常生活自立支援事業とは違い、きちんと社会福祉法に位置づけ、金銭管理にとどまらない生活困窮やおひとり様問題も扱う内容になっています。そこでのキーワードの一つが意思決定支援です。成年後見の中ではなくて、地域づくりの中で意思決定支援を考えていこうという姿勢がでてきています。

どこまで地域の福祉資源がこれに対応できるのかよく分かりませんが、858 条は次のような修正を施してはいかがでしょうか。

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、
成年被後見人の意思を尊重し、かつ、被後見人の支援者と連携をしながら、その心身の状態及び生活の
状況に配慮しなければならない。

2025年（令和7年）8月22日

全国権利擁護支援ネットワーク

共同代表 福島 健太

共同代表 山口 正之